

第6回 芸北小学校スキー事故検証委員会議事の概要

開催日時	平成28年11月7日（月）14:00～15:15		
場所	広島県情報プラザ		
出席者	委員長	戸田 芳雄	
	副委員長	水沢 利栄	
	委員	宮本香代子、藤田 大輔、木宮 敬信	
	検証補助員	課長補佐・河野通之、指導主事・柳川崇興、主任・沖中満春・大畑直也	

I. 開会

第6回検証委員会の会議及び資料の公開について

- ・ 第6回検証委員会については、全公開とする。資料については、報告書概要版を公開する。

II. 報告

1. 第5回検証委員会議事要旨等及び公開資料について

- ・ 第5回検証委員会議事の概要の内容を確認し、公開とする旨、決定。
- ・ 個人名等の含まれているものは非公開とする旨、決定。

2. 相手方（スノーボーダー）同行者へのヒアリングの調査実施状況

- ・ 平成28年10月16日（日）に福岡県にて、2名の委員が相手方同行者への聴き取りを行った旨、報告。

3. その他

- ・ 相手方弁護士からの意見書について、委員長からの指示を受け、町教育委員会が調査した結果等を各委員に連絡した旨、報告。

III. 議事(質疑)

1. 報告書内容の説明及び質疑

(1) 芸北小学校における学校安全への取組

- 危機管理マニュアル等の整備については、芸北小学校において整備され、当日事故発生時においてもマニュアルに応じた適切な対応が行われていた。
- 今後の改善すべき点
 - ・ 危機管理マニュアルの周知徹底、実効性を高めるための取組が年間指導計画等の中においても不十分な部分があったのではないかと。今後、作成される危機管理マニュアルにおいて、校外における事故等への対応を含めたマニュアルの充実が必要である。
 - ・ 年間計画の中における教育と管理、安全教育・安全管理の連携を具体的にし、連携を進めるための教員研修のあり方についてさらに検討する必要がある。更には、校務分掌中に外部地域関係機関等との連携、学校と地域の協働というコラボレーションという観点が重要であり、充実していくための組織的な整備が、特に当該教育委員会等の主導のもとに当該地区の学校における制度面での充実を図る必要がある。

(2) 芸北小学校におけるスキー授業の安全対策

- 芸北小学校では、スキーの授業の安全について十分に対策をなされてきたが、必ずしも十分とは言えない部分もある。特にスキー教室の実施計画書では、その活動内容について細かい記載はあるが、実際に外部指導者・担当教諭間でどのように情報を伝達して共有するかについての記載がなかった。その結果、学校と外部指導者による直接の打ち合わせがなく、学校からの依頼内容が十分に外部指導者に届いていなかった。指導中の教職員と外部指導者の役割が不明確であり、指導方法が徹底されていなかったため、フリー滑走中に児童がスピードを出した可能性が指摘される。
- 北広島町教育委員会については、スキー教室に実施に係り、学校に対して安全管理の徹底また外部指導者との綿密な連携、管理職をはじめとした教職員の研修の実施等の指導が十分に行われてこなかったことが指摘される。
- 県教育委員会については、事故発生直後に指導課長を町教育委員会に派遣したが、指導主事の学校支援が3日後になったということ、また「学校における体育活動の事故防止について」という配布文書の中にもスキー授業に関しては注意事項が含まれていなかった。
- 改善点として、
 - ・ スキーの授業の実施に関してはスキー場と連携し、可能な限り一般客とコースを分ける、安全性の確保に係る内容をポスター掲示や見やすいところに表示する等の具体的な方法を検討すべき。
 - ・ 外部指導者の選定にあたっては、あくまでも学校の授業計画に沿った指導者を選定し、その指導者との情報共有のための打ち合わせや研修等を事前に行うべき。また学校の作成する実施計画書についても「自然との関わり」に重きをおいた指導内容を位置付けるとともに、安全対策を具体的にその計画の中に盛り込んでいくべき。
 - ・ 北広島町教育委員会は、各学校における全ての教育活動において、事前の安全管理及び安全指導の徹底、また関係機関等との連携に努めるよう一層の啓発を行うこと。
 - ・ 県教育委員会については、文書による通知に留まらず、北広島町と連携しながら教職員及び外部指導者対象の研修の実施などを検討していただきたい。

(3) 初期対応時の取組

- 初期対応時については、短時間に学校は危機対応の態勢整備、現場に居合わせた児童等への対応、当該児童の保護者、児童等への対応や心のケア、学校の設置者や県教委への事故報告や支援要請、保護者への説明、記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整、事故直後の病状、相手のスノーボーダーの方の状況把握等、基本調査の実施が行われているが、必ずしも十分とは言えない。とりわけ芸北小学校における危機対応の態勢整備について、事故発生直後に偶然目撃したスキー場のパトロール隊員が現場に駆けつけて対応し、2名の指導者がともに事故に気付かず事故現場を通り過ぎているなど、不十分であった。また保護者への連絡は外部指導者が電話をかけて行うなど緊急時の保護者への連絡体制の準備ができていないと考えられ、毎年行う行事であることの慣れからとの可能性があり、危機管理意識の低さは否定できない。しかし、その他の必要な取組については適切に行われている。特に検証を進めるにあたっては学校及び教育委員会が行った基本調査の結果が極めて役に立った。
- 改善すべき点
 - ・ 事故を未然に防ぐ方策として、児童の安全を図るためには出来るだけスキー場での死角を無くすような指導者の配置と、危険が予測されるときに周知の方法、施設との連携などを十分に検討する必要がある。
 - ・ 校外学習の計画においては、当該行事の責任者は、常に全体の指揮にあたるのが重

要な役割であることを認識する必要がある。

- ・ 学校関係者の中で緊急時の判断を適切に行い迅速に動く体制を、引率者全員が共通理解した上での行事实施が必要。学校外での教育活動は児童の安全管理の徹底と、緊急時の連絡を担えるよう教職員の危機管理意識の向上にむけた校内研修が必要。さらに児童のスキー行事への参加意識を把握し、安全指導に活かす方法を工夫する必要がある。
- ・ 学校の教育活動や子どもの生活を一刻も早く通常の生活に戻すために町教委・県教委の迅速かつ適切な支援を得て、支援や基本調査を行う手順を明確にする必要がある。事故後、当該児童が6年生であったということで同じ学年は中学校に進学していることから、心のケアの対応はスクールカウンセラーの理解と協力を得て全教職員で支援していく体制を、中長期的目標を踏まえて検討する必要がある。
- ・ 学校教育現場で予見できる危機に適切に対応できる教職員の意識向上を目的に、校内研修を計画的に実施する必要がある。

(4) 初期対応終了後の取組

- 心のケアを中心とした初期対応終了後の児童等及び当該児童保護者への支援の取組は、スクールカウンセラーの協力と指導を受け、丁寧に行われていた。
- 県教委は、当該小学校へ2月15日から3月25日まで非常勤講師を週当たり15時間配置し、TTによる学習支援や配慮を要する児童への個別指導を行わせるなど手厚い支援を行っていた。
- 芸北小学校はスクールカウンセラーと連携を密にしながら、児童等及び当該児童の保護者等の支援、同学年の子どもたち等への継続かつ長期的な支援に努めなくてはならない。とりわけスキー授業を迎えるシーズンにおいては当該児童ご家族の心情を踏まえた配慮が重要である。
- 改善すべき点
 - ・ 学校は教育委員会及びスクールカウンセラー等と連携を密にしながら、児童等及び当該児童の保護者に対し継続的かつ長期に心のケアなどの支援にあたる必要がある。また、本件事故発生の時季が迫る中、臨機応変に当該児童と係わりのある教職員の些細な変化に気付き、子供だけではなく教員の心のケアと適切な支援に努める必要がある。更には、小学校及び中学校が連携して、教職員の危機管理意識の向上及び心のケアについて、理解のための場を計画的に設定する必要がある。
 - ・ 町教育委員会は、特色ある教育活動の定着のために必要なスキー授業のガイドラインなどを設定し、安全かつ効果的な実施に努めることが必要である。
 - ・ 県教委は域内並びに全国の学校で起きた事件・事故等の対応や判例等を踏まえ、今後の支援体制の整備と充実に取り組むべき。

(5) 当日の市事故発生までの経過、発生時及び事故発生直後の取組、事故の原因等

- 事故原因検証の過程の解説
 - ・ 当日当該児童は5年生6年生の班分けで上級者のAグループに所属しており、Aグループは競技スキーに長けた児童達だった。当該児童の滑走フォームを見ると、かなりの高速ターンをやる事が出来る能力の高い子であったということが分かる。Aグループはよく地元で滑っているということもあり、指導者が後ろから学校のもう一人の補助教員と山頂の方に向かうというようなことを繰り返していた。2月5日に学校行事として記録会(一般の人が入らないように制限し、児童全員による大回転競技)を控えており、コースの下見も行った。
 - ・ 国際エリアの4人乗りリフトで、時間を見たところまだ余裕があり、集合時間までに

はリフトを一本登って降りてきた頃ちょうど集合時間に間にあう状況であった。滑走にあたっては、外部指導者から「一人で行くんじやなしに何人かで行ってよ」というような注意がなされた。それまでの指導では、出来るだけ大きく曲がってスピードコントロールをするという意味を込めて、衝突事故を起こさないようにという指導が再三なされていた。

- 最後の一本ジャイアントコースで、子供達が先にリフトに乗って外部指導者が一番最後あたりに補助教員とともに登って行ったが、山頂の降り場ではすでに児童たちがスタートしていた。外部指導者は最後の方に近いあたりで滑り始めた。
- 10月16日に衝突したスノーボーダーと一緒に当日行動していた方からヒアリングをすることができた。(人形を使って位置関係等を説明)
- スノーボーダーは、事故直前に5人のスノーボーダーを、インストラクター3名で指導されていた。初心者が上から順次降りてくる中、インストラクターがローテーションして、3名のインストラクターがほぼ縦に並んだ形でローテーションを組みながら入れ替わり、事故の直前はコース中央から左あたりで講習をされていた。
- 当該児童はスピードが相当に出ていると考えられる。(児童達の証言では小回り。相手方の同行者は直滑降。) 時速50~60kmのスピードが出ているのではないかと推測し、原因を考えるとシミュレーションした。スノーボーダーはそんなにゆっくりではなかったということから、マラソンランナーの速度である時速20km、自転車ぐらいのスピードがあるとすると30キロぐらいと推定し、衝突の1秒前はそれぞれどこにいたのか、概念図で検討した。当該児童のスピードを61.2km、秒速にして17m、相手方は秒速8メートルあたりだと自転車並みの28.8キロメートルで進んでいったとした。衝突した相手方のスタート地点を推定し、ターンの時に進行方向を確認したけれど誰もいなかったと言われている。最高裁判決もあるが、「スキー場では基本的なルールとして上方の人が下方の人を避けなければならない。滑走中は前方を注視して障害物を避けなければならない。」という大原則があるが、横切る滑りをする際には前方の注視とともに周囲の動向に注意を払わなければならないことが、全国スキー安全対策協議会が示している「スノースポーツ安全基準」で明確にされている。2秒前、1秒前に相手方のスノーボードは上方も注意していなければならない状況があり、確認しながら滑るということが求められるのではないかと考えられる。当然当該児童の方は上から真っ直ぐ来ているから広範囲に状況を確認しながら滑っていかなければならない注意義務があるが、結果的に衝突してしまった。同行者の2メートル傍を高速で滑るということの良し悪しも関係するが、当日はゲレンデの半分はこのスノーボードの初心者の方がいたので、児童は半分よりもリフト側の方を通っていたと考えられる。講習事態が長距離、記録会を控えて普段のレースの練習のようなニュアンスもあったのではと考えるが、かなりのスピードであり、前を見て人のすぐ傍ではより注視を求められることと思われる。

スピードは推測だが、真っ直ぐに滑っていた児童に対し、斜面を横切る形でスノーボーダーがターンを始め、当該児童の進行方向を塞ぐ形で横切っているということが考えられる。もう少し早い段階でスノーボーダーが上を見るなり、当該児童の視野がもっと広く確保されていれば、お互いに衝突することなく回避できたのではないかと、そうした中で事故が起こったのではないかとということが検証した結果となる。

○ 事故原因の結論

- 結論としては、スキー・スノーボードでの安全は、滑走者のみならず、直接間接の関係者すべてが協同して確保すべきものである。

そういう視点から、今回の芸北小学校児童の死亡事故発生には、その重大性の軽重は別として以下の複合的な要因がかかわりあっていると考えられる。

事故発生の直接的な要因としては、「当該児童の速度（の出しすぎ）」と「相手のスノーボーダーの安全確認（不十分）」が挙げられる。

当該児童は、さまざまな資料や証言から滑走速度は相当に速かったと考えられる。仮に、直前で相手方を認識したとすると、衝突を避けることは、困難であったと考えられる。しかしながら、当該児童は、スキーの上級者で、事故が発生したゲレンデの状況にも習熟しており、利用者も少なかったこと、当日の視界も良好であったことなどから、容易に前方の滑走者に気付くことが可能であったと考えられる。しかし、その注視する範囲が狭く、左側方より、相手方が斜面を斜めに横切る想定外の出現で進路を塞がれる形となり、制御できる速度を超えていたためとっさに避けることができず、その結果、激突したと考えられる。

一方、相手方のスノーボーダーは、3人のインストラクターの最上部にいた。各インストラクターとの距離は各20m、上方からスタートし、レギュラースタンス（左足が前足）で真下（最大傾斜線：フォールライン）に沿って、林側に背中、国際トリプルリフト側に腹部を向けるように滑り始めた。ターンをして2番目のインストラクターの下の位置に移動する予定であった。

本人は、スタートしてから右方向へのターンを開始するときに上方からの滑走者がいないことを確認したと述べているが、身体の向きとしては山側を向いているため楽に確認できる視野であるにも関わらず、進行方向右上方からの滑走者の確認をしないまま、視線は国際トリプルリフト No.4 支柱の方向、もしくはゲレンデ下方を見つづけながら一度も上方からの滑走者を確認しなかったと考えられる。目撃者の証言によると、衝突地点のすぐ下あたりに停止しようとしており、そのため相手方は衝突地点直前で左ターンを開始するために、ターンの方向（ゲレンデの下方方向）へ向こうとしていたと述べている。上方は確認をしていなかったと推定される。その結果、上方から来た当該児童に全く気づかないまま、衝突地点において自身の胸に激突されることになった。なお、相手方は、頭にフード（フードウォーマー）をかぶりながら滑走していたが、フードで視界が通常より狭まっていた可能性もあり、安全確認が進行方向及び狭い範囲に留まったことも考えられる。

間接的な要因としては、「指導者の指導方法」及び「スキー場管理者の安全対策」である。当日の指導者の指導は、比較的長めの距離の中で、初めのうちは途中の見えるところまで行って止まるように指示を出すと共に、途中で指導をして滑り出す。このような形を何回か繰り返す。そのうち慣れてきたら見えるところなら、止まることなく長い距離をすべらせる形で指導していた。

事故の発生は、国際エクスプレスの4人乗りリフトで、ジャイアントコースを滑って降りる最後の一本で、リフトには児童が先に乗り、外部指導者は教員と一緒に後の方から乗車したため、外部指導者も教員も途中の滑走の様子や事故の発生時の状況を把握していない。仮に、把握していたとしても事故が防げる可能性は低いと考えられるが、事故を誘発したといわれても否定できない。

さらに、スキー場には「スノースポーツ安全基準」に沿った、安全に関する表示や標識、ポスターなどによる表示などが見当たらず、案内のパンフレットなどにも安全を啓発する内容が見当たらず、当日も放送などによる安全啓発や注意なども行われていなかった。このため、児童のみならずスキー場利用者の安全に関する意識や知識は必ずしも高いとは言えず、事故の遠因となったといわれても否定できない。

また、本件事故が学校教育活動中に起こったことから、安全配慮義務について述べる。教育活動には安全配慮義務が課せられる。その判断の基本となるのは指導者が今回のような事故を予見できたかどうかということである。その視点からみると、

① 学校管理下のスキー授業中の事故は、多くが自身の転倒や他との接触によるもの

が多く、日本スポーツ振興センターの統計を調べてみても過去14年で小学生のスキー関係の死亡事故はなかった。中学生では2件（立木への衝突事故）。過去10年はない。

- ② 事故当日は、天候や視界もよく、混雑しているようなゲレンデの状況ではなく、斜度的にも緩やかであった。

そうした中で死亡事故が起こるだろうと予見すべき、というのは難しい。外部指導者は、「スピードを控えなさい」「人にぶつからない」「林に突っ込まない」「前の人に近づいて滑らない」等のことを児童に注意しており、当日、当該児童が暴走しているという状況も見当たらないことから、学校や指導者が本件事故の発生を予見できたとはいえない。

- ・ 改善すべき点としては、

ア 学校においては、教員が主体となって指導できるスキーを含む自然とのかかわりに関する幅広く多様な教育プログラムの検討を行う必要がある。そのために、スキー等の安全、歴史・用具・技術、自然体験活動や環境教育とのかかわり、指導内容・方法等について、専門家等を招いて研修を行う必要がある。スキー授業を実施する場合は、スキーの競技に関する技術指導だけではなく、研修の内容を授業に取り入れる必要がある。

イ 教育委員会や北広島町は今回の事故で得た教訓を踏まえ、学校や地域の団体、住民を支援し、町の重要な産業であり、伝統文化でもあるスキーを他のプログラムも含めた冬季生涯スポーツの大切な媒体とし、小中高大学団体向け自然体験等教育プログラムなどの長期的な計画を作成し、町おこしにもつながるような取組に発展させるよう努めることを期待する。

ウ 教育委員会は、学校教育に関するスキー及び冬季スポーツの安全確保や指導法が学べる教員や指導者対象の研修の場を設定し、学校を支援する必要がある。

エ 教員のみならず、スキー等の指導に当たる者は、指導内容・方法、安全確保、救急処置等に関して、常に研修に努め、指導者としての資質の向上に努める必要がある。

オ 指導者等は、スキー授業等にあたって、以下のような具体的な安全指導を行う必要がある。

- 「滑り出すときは上方・下方・背後も確認！360度・30メートル」
- 「滑り出し・流入・横断の時は、上方のスキーヤーを優先させる」
- 「フードをかぶっての滑走は視野を狭めることに注意する」
- 「滑る時はヘルメット着用 ヘルメットのヒモはしっかり締める」
- 「人がいる場所ではスピードは控えめに」
- 「急な進路変更は上方の滑走者の安全を確認してから」
- 「長時間コース内に立ち止まったり、座り込んだりしない」 など

カ スキー場は、学校や町、教育委員会等とも連携し、全国スキー安全対策協議会が制定している「スノースポーツ安全基準」の内容をパンフレットに記載・配付、ゲレンデへの標示、ポスター掲示、食堂、リフト乗り場やリフト支柱など目立つ場所への表示、場内放送等を通して、来場者に安全な滑走等を徹底し、利用者すべてを巻き込んだ「安全文化の創造」を目指した取組を行うなどスキー場管理者の責務を遂行する必要がある。

キ スキー場は、町や教育委員会、地域の団体等と連携し、初級者も楽しみながらできる安全教育・環境教育の取組、スキー・スノーボードの楽しさを広げる取組などを含む成人向けプログラムを開発し、生涯スポーツを一層充実するよう努めることを期待する。

ク 事故発生時に応急手当や救急処置を行うことはもちろんであるが、今回のような検証を円滑にするためには、同時に、事故発生時の事故調査及び記録について、パトロール隊の協力が得られるような体制整備の検討が必要である。

(6) 事故を繰り返さないための提言

・ 6点を提言として示すことを決定。

- ① 「安全文化」の創造と学校の総合的な危機管理の充実による学校事故の防止
- ② 生涯を通じてスポーツに親しみ、地域起こしにもつながる新たなプログラムの開発
- ③ 目標を達成し、子どもの安全能力を育てるスキー授業のマネジメントと関係者の連携
- ④ スキー授業等での指導者の資質の向上を図る研修の充実と情報の共有システムの構築
- ⑤ 子どもの心を癒し、安心感や活動への意欲を醸成する心のケアの充実と継続
- ⑥ スキー場など関連施設と連携した具体的で木目の細かい安全対策の実施

2. 報告書の公開について

- ・ 概要版を公開する。また「報告書」の公開については、町の条例等に基づいて、北広島町教育委員会が行うこととする。その際、個人情報の取り扱いに留意するとともに、医療機関等からの提供資料が含まれている場合は同意を必要とする。また、必要がある場合は委員長と協議する。なお、資料一覧は、当委員会の検証のため、関係者・関係機関のご協力を得て収集した資料を一覧としたもので、これらの資料は、当委員会の検証作業のみに使用し、非公開とする。

3. その他

- ・ 検証委員は、本日の報告書提出を持ってその任を解かれるが、守秘義務については今後も発生するため、各委員は留意願う。
- ・ 検証委員は、今後、当委員会の内容について、マスコミ等への対応は行わない。

IV. 閉会